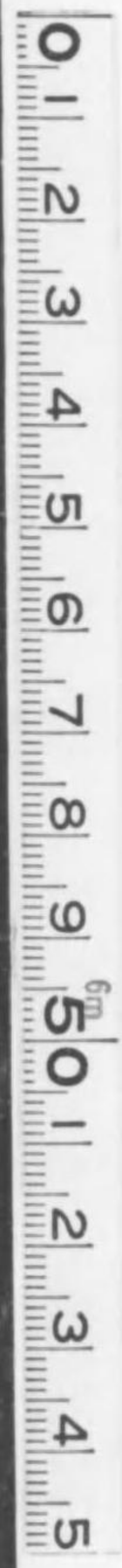


禊教主神神徳畧記

全

特261
113



始





掛まゝと畏き禊教の主神と持つて大神等乃
 大御積威く廣大心して素より心は已言
 い〜〜奉る〜〜あ〜〜なん〜〜朝夕
 神名を称へまのつとて拜とやらい〜〜吾門中れ
 人々等其神徳の畧傳を〜〜知〜〜得あるま
 き事なるを以て此度已〜其由おせ〜〜
 まに諸書の中〜其古傳説のあたらを此處彼處を
 撰採し後集めて禊教主神々徳略記と名つけし
 り〜門中〜示〜〜におよる〜〜云い〜
 一日〜招卷と〜〜世公〜〜せらる〜〜と



こゝを以て極本に、そのまゝ事とすべし。わが心も
未だり拙き筆のすまじき一紙あり。こゝを以て
通るぬ文のいいたるぬなど、巧みいひつゝや
わが心も、そのまゝ。記事の上より、いふかとも
さういふをまゝ。一紙あり。そのまゝ。いふかとも
人よ其心しして讀之味へる。自次々に正説を得られ
し。いふは高き神徳をいふ。作すまゝ。と
福をいふ。一語をいふ。いふ。

明治廿九年四月

禊教管長坂田安治つゝ、こゝを以て

重版のこゝば

先考安治逝いて茲に三十八年、當時童卯八歳の予とし
ては只夢の境なる取止めのない思ひ出が父についての
記憶の全部であつた。しかし何時からともなく心に描
くその映像は漸く鮮明に且つ次第に大きく嚴めしいも
のになつて、近頃では景仰の念にすら驅れるのである。
想へば我が禊教が一派獨立したのも父の時であつたし、
その前後における教務の刷新や諸般の施設經營に於て
初代管長としての足跡は可なり大きいものがあること
を今日にして沁々と思ふ。そして此の匆忙の間に教理
闡明の資としての數々の著述が次々に上梓せられたこ
とは寧ろ驚嘆に値すべきだと考へる。

然るにそれら教門必讀の書も過ぐる關東大震火災の厄に遭ひ、そのまゝ曠日彌久つひに今日に至つたことを衷心頗る忤怩としたのであるが、偶々時局下に在りて教門の奮起を冀ふに方り、特に教理についての眞摯なる検討と深き認識とを期待するが故に窮匱を厭はずして茲に先づ「禊教主神神德畧記」を重版發行する次第である。力めて原本の姿を存し聊かの加除を須ひざりしものは兒が乃父に寄する追慕の至情に出づるものなることを諒とせられたい。

昭和十三年十二月

禊教管長 坂田 實誌す

禊教主神神德畧記

禊教管長 坂田安治著

天之御中主大神高皇產靈大神神皇產靈大神の段

天之御中主神と申すは高天原とて天文家に謂ゆる天極紫微宮の所を云ひて其所に陰陽混沌なる神體の玄精寂寞にして臭も無く聲も無き大神無始より御座ませるが則天之御中主神に在まして其無爲の神德より皇產靈神男女二柱を生給へるに此二神の產靈をもて大虚空の中に其狀貌言ひがたき一物を成出給ひまた此を天日と大

地とに分ち給へり此を天地初判の時といふ顯宗天皇紀に月夜見命の御語に
我祖皇產靈神は天地を鑄造ましし御功ありと御誨しませるは此事なり又同年に天照大御神も此事を御誨あり玉鉾百首に「諸のな
り出る本は神皇產靈高皇產靈の神の產靈ぞ」とありて信
に人類の生れ出ること萬物の出來る事みな此二柱の御
靈によりて成出る事にて其物を生じ給ふ御徳を稱へて
產靈とは申すなり抑も產とはもと宇牟須の宇を省ける
語にて物を生じ出來す事なり其は古歌に石ほとなりて
苔のむす迄と云るは苔の生ずる迄と云る意なるを以て
知るべしまた今の語に息男息女など云ふムスも其人の産し成せる子と云ふ意なるを思ひ合せよまた靈とはもと
火と同語にて世に火ばかり靈妙なる物はなき故に何に

まれ奇々妙々にして測識られぬ事物にうつし稱ふ語となれり即天之御中主神とこの皇產靈神を造化の三神と稱奉るなり

伊邪那岐命天照大御神の段

偕天地分れし時に大地につきて伊邪那岐伊邪那美二柱、神生坐せり爰に此二神に詔命してこの大八島國を生しめ島の八十島外國をも造らしめ給へるは其時の御語にこの漂へる國を修理固成せとのみ有れど要は人種を生成せこの御語にぞ有りける其は國土を造り堅むる御事は人民を生成し住しめ給はむとの御心ならずば何の

用とかせむ こは賢へば家を造ることとは必ずその住しむべき人あり是を以て
伊邪那岐伊邪那美二柱神その大御心を御心として國土
を生成してのち直ちに青人草を生殖し然して後にその
青人草の蕃息り榮ゆべき事をし種々物し給へり其は風
火金水土の神等を始め數多の神たちを成給ひ日神月神
を生給へるも言もて行けば實には人草のために成坐せ
りと申さむも強言に非ず 青人草と云ふは古説に人の蕃息るを青草
のしけるに賢たる語なりと云へるは天の靈
人とも云ふを思ふ に實に然も有べし さて後に伊邪那美命は夜見國に到坐した
るを伊邪那岐命其國に往坐して彼處の穢惡に觸給ひ還
坐して筑紫日向の橘の小戸にて其穢惡を禊祓爲給ひて

祓戸神等を生坐し又其禊祓の神事によりて天照大御神
ご月夜見命 一名須佐之男神 を成給へり この禊祓の事委しくは末の祓戸神段に云ふを見るべし 斯て
伊邪那岐大神天照大御神を生給ひ天日の御國を治し食
さしめ給ひて御自身は天上なる日少宮と云ふ御所に靜
まり坐せる後に天照大御神皇產靈大神の御心として天
の下に蕃息れる人民を御治め有るべき爲に大御神の御
孫天津日高彥火邇々藝命を天上にて天皇命の御位に即
け奉り給ひ天の下の大君と定めて此御國へ天降し奉り
給へり これ天子の始めにて此邇々藝命より當今の天子まで七十二世にならせ給へり猶この天の下の万民を統治看す尊にます故にスノラギともスメラミコトとも申すと古人の説なり 抑この邇々藝命と申し奉るは御父神を天

忍穗耳命と申してその稚く御坐せる時は天照大御神つ
ねに御脇に懷き坐て御愛みまし此忍穗耳命の後神は皇
産靈大神の御女栲幡千く比賣命とまをす神の生坐せる
玉依毘賣命とまをす神にて其御間に生給へりし邇く藝
命に坐す故に天照大御神には御孫にまし皇産靈大神に
は御曾孫に坐せり上代にヒコと云へるは謂ゆる孫なり後世この稱へを誤
りて孫をマゴと云ひ曾孫をヒコと云ふ然れどマゴとは
眞子の義にて我が生子より次の子孫までを廣
く云ふ言にて孫をのみ云ふ語には非ざるなりさて此邇く藝命の御事
をし天照大御神は我が宇都の御子と詔ひ皇産靈大神御
愛しみ坐せる事は神代紀に皇産靈神。特鍾憐愛以崇養焉。
とあるにて知るべし畏けれど世の凡人の上を以ても知

るべく孫は生子よりも愛く曾孫は孫よりも愛しと誰も
云ふを天地人物の本都御祖神と坐す天都神達に坐せば
殊にその御慈愛の深くおはし坐こと申すも更なり各く
が心に準へても想像り奉るべし斯てその天降し給へる
時は邇く藝命いと幼稚く御在せしを天上に在せる神た
ちの殊に卓れたるを盡く附屬たまひ眞牀衾と云ふを覆
ひ奉りて御許を放ちて天降し給へりし神慮はと申せば
青人草を平穩に治め給はむ神慮より外なし又邇く藝命
幼稚く御坐在つゝも其御祖神たちの御言のまに、其
御許を離れて見もしろし召ざる此御國へ天降ませる事

は天照大御神皇產靈大神の大御心を御心とし給ひ天下の人民を恵み治め給はむとの御事なり天照大御神の青人草を愛しみ給ふことは穀物の種ども御覽はせる時に此物等は宇都志伎青人草の食ひて活べき物ぞと宜へる一事をもても悟るべし此は只に食て活べき物ぞと宜はむには御身づからの上にかゝれど青人草のとのたまへる其大御心いと著明に知られたりかくて世の青人草の成出しもとは皇產靈大神の御靈に頼りて伊邪那岐伊邪那美神の生成し給ひ天照大御神に屬し給へるをまた其詔命に依て邇く藝命より次々に天皇命の知り治め給ふなれば實には國土人民ともに天照大御神の御物にて天皇命は其を治め給ふ御職に坐こと著くかつ國土人民の天皇命に御坐すなりさて邇く藝命の天降ます時に御祖神たち此國土

を治め給はむ御政事の方をも委曲に論し給へるが其趣何に有しと言ふに世にある事は盡く天神地祇の御靈に資ことなる故に神祭りの事を專と御傳へましまづ荒ぶる神は祭り和めて崇あらせず諸神等を夫くに齋ひ祭りてその御恵みのいや益くに加るべく御定めませり其みな天の下の青人草をまつろへ恵み給ふ御態より他の事なく外國風の小賢しき教へは更になし然れば祭事やがて御政事の本なる故に天下を治め給ふ事に用ふる政の字を即マツリゴトと訓むてふ古説も實に然る説にぞおほゆるかくて邇く藝命より次く御代々の天皇命にもその御由緒の如く御行ひありて神事を第一になし給ひまづ上古には天皇御みづから神事

を成されて天下の人民の衣食住に安然ならむ事を御祈りまして年ごとの六月と十二月との晦日には天下に有ゆる人民の枉事罪穢を拂ひ給はむ爲に大祓ご云ふ神事を行ひ給へり

須佐之男神の段

須佐之男神こは前段伊邪那岐神の天照大御神ごこの須佐之男神を生給ひし事は禊祓の神事の最も貴き所以にしてそはなほ祓戸の神の段に謂ふを見るべし記傳に人は人事を以て神代を議るを世の識者神代の妙理の御所爲を識ることあたはず此を曲て世の凡人のうへの事に説なすはみな漢意に説なすはみな漢意に我は神代を以て人事を知れりいでそのお

もむきを委曲に説むには凡て世間のありさま代々時々に吉善事凶悪事つきくに移りもてゆく理に大きなるも小きも天下に關かる大事より民草の身とのうへの小事に至るまで悉に此神代の始の趣に依るものなり其理は女男大神の美斗能麻具波比より始まりて島國諸の神たちを生坐し今如此三柱の貴御子神に分任し賜へるまでに皆備はれり此間のつきくの事どもの趣を以て世の人事の萬のことわりを知るべきなり其はまづ美斗能麻具波比ありてより國々神々を生坐るまでは皆吉善なるを但し初に女男の御言舉の先後の違へりしは凶惡の根ざしとやいはまし火神の生坐るに因て火は世中の大用をなす物なることはさらにもいはず此神の新られたまへる血より成坐せる神たちも大功をなし給ふされば此火

神の生ませるも 御母神の神遊坐し、は世の凶悪事の始なり
なほ吉善なり かくて黄泉國はかく凶悪に因て女神の移り往て永く止
坐國なるが故に世間の凶悪の歸止る處にして又世間の
凶悪の出来る處なり 女神は火神を生坐るまでは物を成す善神なるを此
黄泉國に入坐て止まり坐て惡神となり給へりかの
汝國の人草一日に千頭絞殺さむとあるこれ惡神
になり給へるにて禍津日神の生坐すべき根なり
さて男神も彼國に追往てすゝろに凶悪に觸たまへるは
世間なべて凶悪になれるなり かの天照大御神のしばらく天石屋に
判隠らし、事又後世に天下亂れに亂
れし時あるなぞみな此理によれり抑男神は物を成しに成したまひて始終とほりて
善神なり然れども中間にいさゝか此穢惡に觸たまへるは世中さま善き中にも必
さゝかの惡しきはまじ されど男神は速く顯世に還坐て御禊し
らではえあらぬ趣なり 是凶惡より吉善に移る爲にして世中に凶惡を直
たまふ して吉善事を行ふべき人の道は此理に因れり 其時に先禍津日

神の成出坐るは全く彼黄泉國の穢惡に因れるを 穢は凶惡
より吉に
移る際なるが故に先其始には此神の成坐るなりさて世 其穢惡を祓ひ清め
中に凶惡事のあるは皆穢惡より生れる此神の御心なり 直して 方に直したまふ時にあたりて直毘神成坐
し既に直りたる時に伊豆能賣神成坐せり 此三柱、貴御子神の生
出坐て 然れども此三柱の中にもなほ須佐之男命は惡神にまして荒び傷害ひた
まふはかの伊邪那岐大神の始終善神にましませどもなほしばしは穢惡
に觸れたまひ つひに天照大御神の高天原を所知看す又全く
し理によれり 吉善に復れるにて してなほ此大御神すら須佐之男命の荒びに得堪給はで
事も必なくてはいえあらぬ理にて其理は皆黄泉の凶惡より出るなり然れども大御光
はつひに障られはてたまはずほどなく吉善に立復りて又明らかく無窮に世を御照
し坐まして皇御孫命此天下を所知看て 此れぞ此世間のあるべき趣
皇統は千萬世の末までに動きたまはす 古今治亂吉凶うつりかはるよろづの されば此次第の趣を
なりける 理は悉く此上件の趣によることなり 熟く味ひて世間のあるかたは何事も吉善より凶惡を生

じ 二柱神諸神を生たまへる吉善によりて女凶悪より吉善を生じつゝ、
神の神遊坐凶悪は吉善よりおこるものぞ 伊邪那岐命黄泉の穢に觸たまへる凶悪によりてこそ御覽して月日神
は成出坐せれ何事もみなかくの如く吉善は凶悪よりおこるものなり 互にうつ
りもてゆく理をさとりべく 人の生死一日の夜晝一年の春秋あるも此
事も無くてはえ 又然凶悪はあれども終に吉善に勝事あたは
あらぬ理なり ざる理をも知べく かの女神の顯國の人草を一日に千人殺したまへば男神
之男命の荒びたまふによりて天照大御神天岩屋に隠らせれどもほどなく 又人
又出坐て永く世を御照し坐し須佐之男命は逐はれたまふもこの理なり 又人
は必凶悪を忌去て吉善を行ふべき理をも知べきなり 邪伊
那岐命の黄泉の穢惡を忌惡ひて御覽したまふ是なり後に須佐之男命の二たび逐は
れたまふも此理なるが故なりさて世人の凶惡を直して吉善を爲べき道は彼の御覽
の理によれることなれども彼大神此御覽をもて世人の凶惡を忌去て吉善を行へと
教諭したまふにはあらず其故に彼御覽も其時にことさらに神の教によりて爲給ふ
には非ず元來黄泉日神の御覽によりておのづから黄泉の穢惡を穢惡しとおもほす
己命の御心から爲たまへれば世人も亦其如くにて産巢日神の御覽によりて凶惡を

きらひて吉善をなすべき物と生れたれば誰が教ふとなけれどもおのづからそのわ
きためはあるものなり然れども又其なすわざ必吉善のみもえあらずおのづから凶
惡もまじらではえあらぬ是はたか大神も一たびは黄泉に入て穢惡に觸 奇し
たまひ又三柱貴御子神の中になほ須佐之男命のまし坐す理によれるなり 凡そ世間古今萬事此
きかも靈しきかも妙なるかも妙なるかも 理にもるゝことなし

大國主神の段

大國主神は出雲國の大社に鎮座す大神にて速須佐之男
大神かの奇稻田比賣に御合まして八島篠見命またの名
は八束水臣津怒命を生しめ給ひ此神の御子に天葺根命
あり大國主神は即この葺根命の御子なり御母は刺國若
比賣命と申せり 大國主神を直に須佐之男神の御子と申し或は六世孫 抑
須佐之男命かの石屋戸の事すみて後に千座置戸の祓事

によりて御心清くしくなり給ひて高天原を降りまし天
の壁立かぎり外國くを見巡りて出雲國に還り著給ひか
の手摩乳足摩乳が請ひの隨に八俣の遠呂智を斬りて所
思えず天村雲の神劍を得ましその御子御孫などの國作
り給ふを見立年久しく此國に御坐せるがかの神劍をば
御孫葺根命を天上に遣して天照大御神に獻り給ひ御曾
孫に大國主神坐て後に豫て所思せる如く根國に入坐
せりき 其は大國主神禰立より遂に功成給ふべき神性なる事を御
覽し定め給へる故なること古史傳等の説を見て知るべし 斯て大國
主神に庶兄弟八十神ありしが共に謀りて大國主神を殺
し奉らむと爲けるを須佐之男大神の坐す根國に到坐し

てその御女須勢理毘賣命を御妻として大神の御靈の御
聖たる生太刀生弓矢また天沼琴を賜り坐て彼庶兄弟た
ちを悉く追撥ひて伊邪那岐大神また其祖神たちの作竟
給はざる國處をみな造り給ふ此時に少彥名神外國より
來坐て助け給ひ此神また外國へ往坐て後に大國主神御
自からの和魂大物主神の既く外國へ往坐たりしが還り
坐て共に堅め給へり 少毘古那神大物主神のことは玉櫛の神社三社
を拜する詞の所に委しく出たり付て見るべし
かくて世の人種の便りとなる事をし種く始め給ひ大八
島國の大國主として出雲國に御坐けるに天照大御神皇
產靈大神の御命もて天穗日命また武甕槌神經津主神な

ご遣はして大八島國を治むる顯明事を皇美麻命に譲りて幽冥事を治すべき由を詔しめ殊に重く御あしらひ有しかば此御國を皇美麻命に奉りて須勢理毘賣命と共に杵築の大社を本宮と定めて無窮に幽冥事しろし看す事とは成りぬ是時よりぞ幽顯はじめて別りける玉鉾百首に「八雲たつ出雲の神をいかに思ふ大國主を人は知らずやも」解に出雲の神は杵築の大社なり大國主をとほ唯に大國主命といふ御名を云へるのみには非ず是は葦原の中都國天下を經營し領じ坐ましし國の主たる神なる物をと云ふ意なり人は知らずやも人は人は知らぬかと云ふ

意にて世の人々かく尊く重き神にて坐ますを其とも知らず一首の意は出雲大社の神をば人とは何に心得に居る事かと深く咎めたる詞なり

て居るぞ此神は天下を經營し給ひ領知し給ひし國のあるじ大國主神に坐ませば天下の人必いつき奉らでは叶はぬ神なる物をそれとは知らぬかと云るにて世人の出雲の大社を必尊敬し奉るべき事を知ざるを深く歎きて詠れしなりと釋たるが如し

抑この大神の尊きことは國土を經營まして大國主と坐し故のみならず世の顯明事とて國民を治め給ふ御政の現事をこそ皇美麻命に譲り白し給へれ幽冥事とて國の治亂吉凶及び人の生死禍福など凡て誰が爲す態とも知らず行はるゝ神事の原を裁判し給ふ大神に坐す故に常に禮拜し奉らでは叶はぬ神なり是をもて玉鉾百首にも

「目に見えぬ神のこゝろの幽事はかしこき物ぞおほにな
思ひそ」と詠れたり神の心の幽事とは大國主神の幽世に
坐て治たまふ神事をいふ其は誰が爲す態と顯に知れぬ
事なる故に目に見えぬと云ひ神代紀には幽事と書れた
り畏き物ぞとは恐るべき事ぞとなりおほにな思ひそは
龜畧に思ふなと言れしなり然るは此現世に目に見ゆる
事どもは假令恐ろしとも人に知らるゝ悪事をせねば世
の咎めを受ること無れど人の得知らぬ悪意悪事は目に
見えぬ神の憎みを受る事にて一條兼良公の神代紀纂疏
に人爲惡於顯明之地則帝皇誅之為人爲惡於幽冥之中則鬼

神罰之爲善獲福亦同之と信に此語の如く陽に知るゝ悪
事の有るは顯明に上より罰し給ふを陰に知れぬ悪事の
有るは人こそ知らね神を欺くこと能はず幽冥より神の
御覽して冥罰を行ひ給ふ事をかしこみ慎むべきことな
り凡そ人その實徳を修せむと欲するに幽冥に愧恐るゝ
といふことを心得る時は決めて悪き事の爲られぬ道理
なれば其幽冥の原をしらしめす大社の神に誓ひて其實
心を琢く時は大凡道に違ふ事なし殊に此現世に居る間
は長くとも百年を多くは越えぬを此世を退りては永く
大國主神の幽冥に歸して其御制めを承給はる事なれば

常に拜み奉るべきは勿論の事なり

祓戸四柱神の段

前段伊邪那岐命の所に説しごとく夜見國に往坐て彼處の穢惡に觸給ひ還座して此所の阿波岐原にて其穢惡を禊祓ひ爲給ひて祓戸神たちの生坐る事は神代紀に明なりさて阿波岐の事くさく説はあれど玉襪に萩なりと云へるに従へし禊字をミソギと訓むは身滌にて水にかづきて滌ぐを云ふ祓字をハラヒと訓むは拂なり

本居宣長大
人云ふ美曾
岐は必水邊に出でするを限りて今も忌明などに海川の邊に出で清まはりまた許里と云て水浴ることあるは禊の意なり許里は川降の約まりたるなり波良比は水の邊にてするをも然らぬ 祓戸神たちは大祓詞に御名の出たる瀬織をも廣く云ふ名なり

津比咩神速開都比咩神氣吹戸主神速佐須良比咩神四柱これなり此は伊邪那岐命の甚く豫母都國の穢惡をきらひ給ふと檉原にて身滌たまふ其御魂の凝分りて成坐る神等なる故に其由來のまに世に有ゆる枉事人の身に係りとかゝる罪穢禍事をも盡くに拂ひ清め給ふが故にかく申す事なるが其本は邇く藝命御天降りの際に天皇祖神たちの高天原に其事を始給ひて葦原中國にても如此ものし給へと御教へ坐る大祓の神事をまねび奉る事なりさて玉鉾百首に家も身も國もけがすな穢はし神のいみ坐すゆゝしき罪を

解に穢はしのは助辭なり其穢は神のいみ惡ひ給ふ忘しき事となり罪をのをは罪なる

ものをと云意なり身も清く行ひ家をも清淨にして萬づに穢のなきやうにせよとな
り國も穢すなとは一郷一郷いひ合せもてゆかば一國中けがらふ事なく清淨ならむ
また國を有つ人のいましめにも有べし國の内けがらふ時は國の災あるべければな
り一首の意穢は神のいたく忌きらひ給ふ罪なれば身も國も穢さぬやうにせよ
とな **また穢をし罪ともしらに禊がずて黙止ある人を見**
るがいふせき 解にしらには不知と云ふことなり黙止あるとは爲べき事をせ
ず其まゝ在るを云なり俗にも爲べき事をせず居るをだまつ
て居るといふ是なりいふせきは憚他の字をかきて心の内にもやもやと思はれてさ
つばりせとのを云なり此にては禊がすて在人を見てはきたなくむさく思はるゝを
云なり一首の意物の穢をそれ罪咎ぞともしらすして身身を濼濼また罪しあらば
穢をもせず徒にあるを見れば快からず思はるゝ由なり **また罪しあらば**
清き川瀬にみそぎして速秋津姫にはや明らかめよ 罪とは穢
の歌にも見えたり穢を罪と云ことなど大穢詞後釋に委く説れたり速秋津姫は即戸
戸の神の一神なり祓戸神四柱の中に分て此神のことを詠れしは清まる方には殊に
功の有る故なり其は古史傳に付て見るべし一首の意人もし **また枉事を身**
穢あらば清き川瀬に下たち身濼して速に祓ひ清めよとなり **また枉事を身**
濼せれこそ世を照す月日の神は成出ませれ 身濼せれこそは
身濼し給ひたれ

ばこそなり成出ませれば生れ出給ひたれと云なり伊邪那岐命その穢事を取清め
給ひたればこそ天地に離きて世を照し給ふ日月の神は出生し給ひたれ然れば世人
も身に穢の有む時は身そぎ穢をして速に拂ひ清むべき物ぞとなり彼百首に穢賢木
伊豆の御霊と天地にいてり徹らす日の大神神と云歌を巻頭におき此歌を巻尾に詠
れしは解にも云る如く **など詠れたる歌どもの意を常に思ひて**
朝夕に過犯せる罪穢を攘ひ給はむ事を祈り白すべき事
なり然るは何に其の行を慎む人なりとも自から知て犯
す事こそ無るめれ心に得知らで過犯す事は必有りと心
得べし其は所思ざる穢惡にふれ穢火を食ひまた天地の
神隨なる道に違ひ或は人また物の爲に善からぬ事を知
らず行ひて其心裡に思ふ恨を受けて有らむ事も測られ
ず然れば祓處の神たちに日々に其過犯しを祓ひ給はむ

事を祈り白して得知らぬ罪をも除かずば有べからず上に
も云る如く善らぬ事と知つゝ行ふを惡といひ知らずして善らぬ事あるを過但し
と云ふ然れば惡と云ふまでの事はなくとも誰しの人も過なしとは云がたし
此は身の行ひに属たる罪の議なるが其行ひの穢惡をし
祓ひ清めて心さへに淨まる事はまづ此祓ひの神事は須
佐之男命の天津罪より始まれるが此祓を受給ひて後に
其御心直り給ひ我御心者安平爲焉とも我御心須賀須賀
斯とも宣へるを思ふべし然れば其行ひの穢惡は更なり
枉神の心と種々の曲れる事に率れる穢惡も此神事によ
りて攘ひ直さば直るべきにこそ是を以て玉鉾百首に「か
ら心直し給へと大直日神の直日をこひ祈奉れ
こは解に大直日神は古事記

に伊邪那岐命の御滌の段に爲直其鵬而所成神名大直毘神次伊豆能賣神とありて世
間の萬づの惡きことを吉に直し給ふ神なり然れば人の心に染つきて離れがたく退
がたき漢意を直し給へと大直日神の直日をこひ願ひ奉れとなり直「伊豆の賣
日をこひ祈とは物直し給ふ神靈を祈り願ふなりといへるがごとし
の伊豆の御靈を得てしあらばからの曲れること悟りて
む 解に伊豆の賣は上の注に引出たる伊豆能賣神なりいづの御靈は清淨明白なる
神靈を云なり我の曲れる事とは漢意の直からや物を強たる事を云なり一首の
意直毘神に祈り願ひて其直毘の御靈によりて伊豆能賣神の清淨なる
御靈を得たらむ物ならば其時ぞ漢意のわろき事をば悟るべしとなり など詠み
て其旨を誨されたり大直毘神とあるは即謂ゆる伊吹戸
主神伊豆能賣神とあるは即謂ゆる速秋津姫神にて共に
祓處の大神たちなり世の生學者たち心をも滌ぎ淨むる
と云類の説をば總てかの心法など云ふ理にのみ思ひな
して一向に用ふまじき事の如く云ふもあれど其は僅に

古道の肌體を見て其精神を伺ひ知ざる未しき言にこそ
猶云は、本居宣長翁の歌に「天照らす神の授けし眞白玉
ひかり見ねばや人の知らなく」と詠れたる有り抑人の精神はもと天津神より賜はりたる物なれば我物ながらも人より大切に尊抱敬持すべき事なるを其眞玉は元より身軀の内にて眼に見ざる故にや魚略に思ひて穢惡にふれたるを誠ひ清めむとせや浮れ俗徳ふをも招き鎮めむとせよ謂ゆる眞一の道を守り心法修行俗のすべき理を知らざるが非事なる由を唯さむとて詠れたるなり熱く味ふべし
儒者佛者などは唯に心法修行の議のみにして身滌祓の
外行を修せずまた神道者流は唯に身滌祓の外行をのみ
修すとは云へど内行を力めずこは共に禊祓の眞旨を知
ざる物なり其は謂ゆる行觸來觸眼借口借屎戸血汚など
は外に属る穢惡なるが傲慢貪淫憎妬などは内に属る穢

惡なれば祓處の神に誓ひて此内外の穢惡を共に攘ひて
清淨しく努むるぞ眞の禊祓なりけるいかで眞の古道に志あらむ人は内外を淨むる行ひを務めて眞の禊祓に至らむ事こそ願はしけれさて祓の字は字書どもに除惡祭也除災
求福也など註し禊字は除惡祭名三月上巳臨水祓除不祥
也と註せり然れば波良比美會岐に此二字を當たるは熟
當れり然るに其本によりて云ときは實には彼國にかゝる神事どもの傳はれるは我皇神たちの早く傳へ給へる物なり是らの神事のあるを以て彼國もその性質はさかしら無りしこと知べし其古道を傳へたる玄家の學には殊に禊祓の旨を精く開示せり其由は赤縣大古傳に付て見べしまた印度
にも最古く謂ゆる梵士らの行ふ道に禊祓の事ありて此
を懺悔と云へり然るは其學ぶ吠陀論中に懺悔の目あり
三藏法數に懺梵語具云懺摩華言悔過今云懺悔者華梵兼稱也懺名修來悔名改往と見えたり悔は我が過を知るをいひ懺は罪を白狀しておぶるを云ふこを

百論疏と云ふ物に恒河吉河入中洗者便得罪滅上古聖人
入中洗浴便得聖道故就朝暝及日中三時洗也と云るにて
知るべし印度に此事の有も亦わが皇神の傳給ひし道なること印度藏志に付て見るべし 梵士の古法は斯の
如くなりしを佛法にも其道を竊み用ふれど唯に罪過を
發露する耳にて河に入りて洗浴ぐ事は爲ざるなり唐土
天竺ともに此事の傳はれるは我が皇神の道の彌綸せる
にて祓處の神たち皇國の禊祓にのみ幸へ給ふに非ず他
國にて行ふ禊祓にも其穢惡の清まる事は皆この皇神た
ちの御惠なるを外國人どもの然る事と知ざるは然も有
べし皇國の人にして此由緒を知らざらむは最も淺まし

き事にざりける然れば今の世までも公廷にて六月十二月の晦日に天下の百姓の罪穢を拂ひ給はむ爲に天都御祖神たちの大詔命のまに、此神事を行ひ給ふ事の御惠みをし深く導み奉り人々其御わざに效ひ奉り各々その分々に執行ふべく又さらぬは世にも神社などにて夏越の祓大晦日の祓とて執行ふ事ある場に集ひて其神事にあひまた此神たちの拜を缺す常に右の意ばへを思はむこと神の道の第一義にこそ さて此にいと
宜き因なれば謂ゆる忌服また穢氣の事をあら、記し
辨へむにまづ忌と云ふは則字の如く親にも有れ餘の親
属にもあれ身まかりたる其みぎり忌慎みて居る間を云
ふ事にて此は古の御令を考ふるに今とは日數いさ、か
異なれども朝廷に仕奉る人をば其こもり居る日數を其
親疎に依て定め給ひて其日數の間御暇を賜はりたる物
ゆゑに此を暇と云へり暇を假と書くも同じ事なり誤りにはあら また服と云は其

忌こもる御暇の日數に依て此も日數を定給ひて其日數
の間を鈍色といふに染たる布の衣を著る事なり其鈍色
といふは今の鼠色の事なるが其はた其血縁の親と疎き
とに依て其色にこき薄きの定りもあり此みな親戚の思
ひに依りて美服を著る心もなき人情を本として定給へ
る御制なり 神世は更なり最上れる世には物ごと大らかに人情すなほに厚か
りければ服忌などの御定なくとも神に仕へ奉る事は穢く體なき
事は無りけむを中頃儒佛の道渡り來しより人心まち／＼にわろ狭く成りて忌慎む
べき事をも粗略になしつゝ、神事仕奉るにも皇に事うまつるにもあらぬ非事など出
來し故に自から嚴なる御定なくては有るまじく斯くは爲し給へるなるべ
し此はた神の御心なる事は上下に云へる説どもと思ひ通して辨ふべし 歌文
に藤衣また墨染の衣など云るは此服の事なり扱この服
を著て居る間の日數を服とは云なり斯て右に云る暇の

日數だに過れば喪衣を著たる人といへども事に依りて
は其ながらに内裡へもまた其くの官廳へも參入たる事
なり然るを中頃より父母の喪にも除服せよと仰出され
て右の服を著る事を除させらるゝ事とも成たる故に後
は公家さまと云へども喪服ながらに出席行ことは無く
況て下さまにては服を著る事すら絶たる故に其服と云
名目の謂をさへに今の人は知ざる如くも成たれど中昔
の頃は下々と云へども必右の如く有しなり扱今官府に
て忌服と云て其忌の間は官務をせざるは古暇と云て御
暇を賜はりたる趣なり又仕官ならぬ庶人も忌服は同じ

事にてまづ父母は忌五十日服十三月父方の祖父母は忌
 三十日服百五十日母方の祖父母は忌二十日服九十日ま
 た養父母は忌三十日服百五十日但し遺跡相續或は分地配當
の養子は忌服實父母の如し繼父
 母は忌十日服三十日嫡母は忌十日服三十日離別の母忌
 五十日服十三月曾祖父母は忌二十日服九十日母方は忌
服なし高
 祖父母は忌十日服三十日母方は
なし父母の伯叔父姑は忌二十
 日服九十日母方の舅姨は忌十日服三十日また兄弟姉妹
 は忌二十日服九十日異母の兄弟姉妹これに同じ
異父の兄弟忌十日服三十日從父兄弟姉妹は
 忌三日服七日母方も
同じ甥姪は忌三日服七日姉妹の子も忌服同じ但
し異父兄弟姉妹の子は
半限を
うくさて夫は忌三十日服十三月妻は忌二十日服九十日

嫡子は忌二十日服九十日但し女子は最初に生
れたるも末子に准ず末子は忌十日服
 三十日養子は忌十日服三十日但し家督たる時
は嫡子に同じ嫡孫は忌十日
 服三十日末孫は忌三日服七日女子は始に生れた
るも末孫に同じ曾孫玄孫い
 づれも忌三日服七日夫の父母は忌三十日服百五十日妻
の父母は忌
服なし七歳未満の小兒は忌服なし然れども父母は三日
 遠慮八歳以上は定式の如し但し七歳以下小兒の方にてても忌服なし然
れども父母死去の時は五十日遠慮其外の親類は一日遠慮すべし聞忌は
 遠國にて死去たる者月日經て告來ると云へども父母の
 忌服は其聞たる日より定式の通り受へし自餘の親族は
 聞たる日より忌服残りの日數受る事なり忌の日數すぎ
 て告來るは一日遠慮すべし服明たるも
これに同じ○上に擧たるは服

忌令に記し有る所なるが猶くさく巨細なる差別も無
には非ねど大概は斯の如くにてかの天和三癸年六月伊
勢兩宮の禰宜等より申上られたる暇服令の趣も大かた
同じ事なれば誰しの人も此御定を承賜はりて假令古の
趣とは違ふとも時々の御令にてそれ即神の御心なる事
なれば嚴に謹みて神拜には殊に忌畏むべき事にこそ然
るに世に巫祝社流生狡しき輩など忌穢と云ふは無き事
なりと云は甚も太じき狂言ぞも其者どもの説を聞くにまづ忌と云
とは神の忌給ふに非ず己れ己が心より起る己が心に穢と思はねば神の忌給ふ事
なしされば一切成就成にも極めて穢きもたまりなければ穢き事は有らじ内外の玉
がき清くきよしと有り然れば穢と云事は己が心の迷ひより起る事にて神に穢の恐
はなく極めて穢きも心に溜ねば穢はなしと云ふ事なりと云ひ又かの六根清淨戒の

文と云は巫學談弊に論へる如く古の物に非ず佛教の意を取りて吉田家にて作りた
る物なる故に正しき古書に見えずさるはまづ其名を六根清淨戒と云も即佛語にて
六根とは眼耳鼻舌心の六つを云て佛書中にいと多く又其文に目に諸の不淨を見
て心に諸の不淨を思はず耳に諸の不淨を聞て心に諸の不淨をきかや鼻に諸の不淨
をかぎて心に諸の不淨をかやなど云もみな密宗の佛語なり然るに彼らかやうの
由緒を知らず神前にて此文を讀むは曾てあたぬ事ながら知らぬが故の事にも有
べけれどかやうの物を穢として穢と云ふはなき事なりと云は公の御控にも非へる
頭人なりまた上の内外の玉垣清く淨しとあるは即佛書なる内清淨外清淨と云こと
を取て作りたる文なるが殊に内清淨とは彼謂ゆる目に諸の不淨を見て心に諸の不
淨を見ず耳に諸の不淨を聞て心に諸の不淨をきかやと云やうに内を清くするを云
ひ外清淨とは万の穢を忌み慎み清く物をしつらふ事をいひて專同じ心なり然れば
巳が穢とする文は悉く佛語より出たる事なるをさる事とはしらすして神道を説く
など云は甚片取又女も月水の穢を忌むとは云へど穢に非ず
參宮するとも苦しからずなど云は是また甚じき非事な
り然るは神の甚く忌給ふ物なる上は神の御國の神の御
民と有む者のゆめく輕慢にすべき事に非らず

産土神の段

宇夫須那といふ語の正しく所見たるは尾張國風土記に
葉栗郡若栗郷宇夫須那社廬入姫誕生の地也故有此號と
見えそを神名式に宇夫須那神社と出されたり神字類編に此
神社は手力雄
命なりといふ説あり廬入姫の誕生より社號を宇夫須那と稱せるにや此姫は景行天
皇の皇女なりと云へり此はさる説ながら若くは御産の安からむ事を祈りて手力雄
命のかの石戸を開たまひし事などを思ひ
て此時こと更に祭り給へるにも有るべし但しこは廬入比賣命の産土
神にこそ有れ今云ふ産土神は誰にまれ其生れたる土地
の鎮守を申せり其生れし土地を宇夫須那といへる例は
推古天皇紀三十二年の所に蘇我馬子が天皇に奏せる語
に葛城縣者元臣之本居也故因其縣爲姓名とあり諸書に

生土産土なども書效ひ清和天皇紀貞觀六年十月の所に
讚岐國梶州天川宇夫志奈神從五位下といふ事も所見た
り然れど此は何の神といふ事詳ならず扱世には産土神
と氏神とを同じ事に思ふめれど元より差別ある事なり
そは産土神とは其神の敷坐す土地に生出る諸人の産土
神なる由なるが氏神とは其氏人の祖神を云ふは更なり
其氏の祖神ならぬも殊なる由緒あるは一家及び一族ま
でも氏神と稱せる古の例にて氏はもと内と同言なるが
其一族又一郷の内にて親く仕へ祀る神の義なり然れば
内神と云ふに同く氏子は内子と云ふが如く其神の御内

子なる義なり氏と内と清濁のかはりあるに疑あるべけれど伊勢の内宮のあ
る處を宇治といふも五十鈴川の川内なる故の名なるを宇治と
いふにて知るべし然れど氏をうちと云ふも同じ族内なる義より出たる言なりそは
陽成天皇元慶三年の紀に伊勢國度會郡大神宮、氏人、神主姓荒木田、三宇、大神宮、氏人有
三、神主、姓荒木田、神主根本神主度會神主是也同五年の紀に制令五畿七道、諸國諸神社、
祝部氏人、本系帳三年一進、など見えたる類の文數多あるが其文どもに氏人と云へる
は多く内人といふと同じ様に聞え内人とは大御神の御内に親しく仕奉る由の稱なる
をかの内臣内物部などいふ稱の内も天皇の御内に殊にしたしみ給ふ由の稱なり
然れば神名式に伴、氏神社、伴、林、氏神社などある類は胡亂
なき祖神なれど光仁天皇紀寶龜八年七月の所に内大臣
從三位藤原朝臣良繼病、叙其氏神鹿島、神正三位香取神、正
四位上とある鹿島社、は武甕槌、神香取社、は經津主、神にて
藤原氏の祖神ならず但し其相殿に天兒屋根命も坐せど
此は後に河内國平岡社より移し坐たる神なり然るに中

臣氏藤原氏にて平岡の社を氏神と稱せる事なく鹿島香
取を氏神と稱するは中臣氏の遠祖よりして此兩社に殊
なる故ありて仕奉りその内人とありし故なりさて其祖
神なるまた祖神ならぬを云はず諸氏に氏神の祀を慇懃
に行はしめ玉へる事は仁明天皇紀承和元年正月の所に
山城國葛野郡上林、郷地方一町賜伴、宿禰等爲祭氏神處、ま
た二月の所に小野、氏神社、在近江國滋賀郡、敕聽彼氏、五位
已上每至春秋之祭、不待官符、永以徃還、また四年二月の所
に敕聽大春日布瑠粟田、三氏五位已上准小野氏春秋二祠、
時不待官符、向在近江國滋賀郡、氏神社、
この二の敕に不待官符と
宣へるは氏神の祭祀を重

んじさせ玉ふ御文にて 猶委しくは玉襟に付て見るべし倍いと
殊に尊き御事なりかし 上代には國々の國造など其領る處に祖神を祭れるが多
かれば其氏祖の神やがて産土神なるも多かりし故に世
になべて氏神と産土神とを混一に思ふ事となりけん然
は有れど中昔の書どもを閱するに産土神に對しては其
地に生る、諸人を氏子と稱し氏神に對しては其を奉ず
る諸人を氏人と稱せる趣なりさて眞野時繩が説に其國
其土地の靈の御徳は各々異にして人物動植皆其神氣を
得て產生する故に地宜方物各々其性を異にす産土神は
これ土地の靈なるが大八洲に各自の國魂神あり一國に

は國魂といひ一處には産土神と稱す地勢方角に従ひて
其靈異なる故に方隅不産の物あり人また容貌言語志氣
の不同あり是みな土地の神靈の寓する所ある故なり
山書といふ物に堅土人、剛弱土人、柔墟土人、大沙土人、細息土人、美坵土人、醜と見え周禮
の地官司徒に以三土會之法辨五地之物主とて生植の物人倫に至るまで其異なる事を
載たり異域も同じ理也 是を以て漢土にも人生れて其土に依りて姓を
命ずるは本土に報ゆる謂なり其は左傳隱公八年の傳に
因生以賜姓昨之土而命之氏とある是なりと言へるは實
然る説なり この時繩が説は其著せる神階編に見えたるを今は其繁を去り文
をも其く引約めて記せるなり世の証に人の性質の事につきて産
土がらなど云ふゆる抑神の幽冥より人を治め玉ふ事の本は上
は右の説にかなへり の條くに説たる如く神世に天照大御神皇産靈大神の詔

命によりて杵築大社に鎮座す大國主神の無窮に治給ふ御業なること神典に委く傳へて著明なるを猶その古傳に本づき熟く推究めて考ふるに大國主神は幽冥の事の本を統領め給ふにこそ有れ末々の事は一國に國魂神一宮の神あり一處には産土神氏神ありて其神たちの持分て司たまひ人民の世に在る間は更にも云はず生れ來し前も身退りて後も程くに治め玉ふ趣也穴かしこ是を以て人く能く尊敬すべきは即神の道なり

井上神社の段

井上神社とは禊教教祖井上正鐵大人の靈を鎮め祭りた

る社なり大人の傳は眞傳記實傳記在鳥記にも見えたれどまた己が聞及べる事どもをも取合せて其大畧を記さむに清和天皇より出たる源氏の一流にて遠祖は上野國新田支流里見太郎義俊が孫鳥山三郎時成七世の孫修理亮時盛永享十二年七月下總國結城の戦に討死し其男鳥山新三郎時房上總國安藤村に遁れ住ける故安藤を稱號とす其後安藤左京亮時宗は里見刑部大輔義堯同左馬頭義弘同義豊に歷仕し其孫安藤七九郎時則の世に里見家坐事封を除かる是に依て房州平郡上瀧田村に蟄居す然るに安藤源五右衛門教風元祿年中秋元但馬守喬房君に

召出され領地の代官たりしが浅野内匠頭長矩の家士木
村岡右衛門の娘に娶ひ安藤直左衛門教典を産む教典の
子を安藤市郎左衛門眞鐵と云ふ是大人の父主なり男子
三人女子一人ありしが長男を安藤一郎教一と云ひ次は
女子にて秋元常藏が妻となる次は正鐵大人にて寛政二
年八月四日江戸濱町秋元家の屋敷にて生れ給へり次
を立志と云ひ高橋源五右衛門の養子となる母刀自は松
平壹岐守家士井出久兵衛の女なり大人の童名を喜三郎
と申せり同十二年に母方の縁によりて富田總次の養子
となり給へるが此時より富田家の本姓に復し姓を井上

と改められたりかくて思ほす旨や有けん其家を退きて
生家に歸られたりされど姓は其ま、井上と名告たまへ
り文化五年十九歳にて武者修行に志ざし父の許を得て
出立たまひ或時甲斐國甲府に遊び田中村に住める磯野
弘道の門人となり醫術を學び玉ひき又伊勢國にて水野
南北大人に會て教をうけ給ひもはら修身の學に心をい
れて晝夜といはず勤給へりとぞ「是は問答書にも其時の事自らしるし給へれば委しくはこゝに載せず」
其後江戸に歸られて四ツ谷新宿のあなたなる鳴子村淀
橋の邊に寓又兩國橋の邊若松町に移住し醫の業をもて
なりはひとし傍ら眞道を語りさとされて在しが文政十

年七月に父眞鐵翁身退られぬ大人三十八歳の時なり然るに父主身退たまふに先だちて大人に遺訓せられし其御言に「汝神道を能明らめ能學びて家を治めよ又此道を受學ばんと爲る人あらば懇切に傳へよ家の主斯道を知らば家内安く國の主斯道を知らば國內の民安からむあはれ神道の御教貴むべし仰ぐべし是即て天津磐境の本津法なり若此志を失ひなば錦を着て高位高官に昇るとも不孝の罪甚大なり又我心を繼て國家の爲に功を立なば其身はよしや野山に屍曝すとも我子孫なり」とかく申して教へ給ひき其後天保元年故ありて暫く深川藪の内

なる杉山治郎兵衛の方に寓給ふ上總國久留里城主黒田家の家士安西常助の三女糸子を娶る時に四十一歳なりき然るに糸子の大人に仕ふる風また出入人に對する體優美しく道の志太く嚴めしく丈夫の心を得たりとて名を男也と改めらる同年中橋檜物町に移住せり其頃名を井上東圓と稱玉へり東圓とは水野南北大人の稱けられし名なりと云ふ同五年四十五歳にして上京し白川伯王殿の御門に入り神祇の大道を得給へりかくて先に父主の遺訓ありし事を忘れ玉はず日夜となく勤しみ玉ひ江戸に歸られて専ら其教ごとを布施し給ふに野澤主馬三浦隼人長沼澤右衛門村田善彌等

門に入りぬ同十一年四月武藏國足立郡千住在梅田村神
明宮の神職となり井上式部と改稱し玉ひ日く神前に奉
仕りて祓を唱へ天下泰平萬民安穩を祈り神道の教を講
り給ひし時に諸國より聞傳へて参り合ひ教を受るもの
多く同十二年の頃に至りては松平紀伊守殿松平和泉守
殿三宅土佐守殿及加藤勇司樺澤岡右衛門栖原庄助池田
小兵衛四方傳七を初め老若參集ひて教導に歸向せるを
そが中にも松平伯耆守殿九鬼式部少輔殿また杉山秀三
伊藤祐像村越守一坂田正安村越正久村越鐵久安西一方
わが父君鐵安等入門して惟神の大道を慕ひ一同力を盡

し教導大に隆盛になりぬこゝに天保十二年十一月二十
四日寺社奉行稻葉丹後守殿より召出され教示の次第を
被尋調中揚屋入申付られたり哀惜くも隼人は同年十二
月廿二日獄中にはかなく身死られたり時に五十餘歳な
りと云ふ妻采女は鴻巢在に蟄居て後木下川村にて死去
ぬ同十三年二月十六日寺社奉行阿部伊勢守殿より大畧
の申口立ちしに依て歸村村預けの命ありかくて御不審
の廉く書記し上申へしとの事なりしかば神道唯一問答
書二卷を奉り御疑惑は氷解たり是より猶教示し玉ふ事
舊の如くなりしに浮説區々に種々の毒言を流布す者有

るより同年十一月廿八日再寺社奉行の御尋問を蒙り揚屋入となり其教旨異流と裁定られ遂に十四年二月九日戸田采女正殿より遠流の言渡をうけ五月廿九日三宅島へ船出したまふ然るに其揚屋に在し、時坂田正安より傳手を求め手簡もて尋ね申し、に猛く雄くしき御言もて教遣し玉へり其文に曰く

此間は御書而下され悉披見致候此度遠島よりかゝる事のあるは覺悟いたし候事候へども淺ましや今更に驚ぬる心こそはかなかりけれ法華の祖師日蓮は遠島に逢事二度首の座に着く事一度劍難二度小難數知れずと聞く又諸法を弘むるもの遠島の難に逢はざるはあらずこゝに申すも恐多けれど神君は天下萬民のために九死を出て一生を得ること十八度と仰られ玉ふと承る然れば我等如き者天照大御神の御法神國の神道の爲に身を捨妻子を捨天下泰平國土安全萬民安穩のため東照神君の御徳を仰ぎ奉り上下安からん事を願ひ参らするに命を惜まず神明に仕奉らんはいと難有事ならずや此願成就は我願にあらし神明の誓なれば必ず成就の時あらざらんや日月は地に落ち大山は崩れて海

に入り沼となるとも此神の誓は違ふ事あるべからず古歌に「風は息虚空は心日はまなこ海山かけて我身なりけり」猶申入度事御座候へどもまた「申述べ候」○とぞ在りかくて彼島に坐して島人をも教へ導き江戸に遣されし門人等へ便の時、書もて道の志を補助給へりし事等は書盡すべくもあらねばこゝには洩しつ凡て此島に在す事六年にして終に嘉永二年二月十八日ゆくりなくも御病に掛り歿給ひしは飽ず悲しき事にぞ在けるさて其後明治二年二月九日免罪の命ありければ三宅島なる墓所を堀反して御骨を迎へ奉り梅田村なる墓に葬め参らせ同十二年門人等が政府に願申し同年十二月十二日御許可かゝふりて東京下谷西町に井上神社と齋奉り

禊教の守神と百年も千年も繼つくに其御徳を仰ぎて奉仕ほうしするべき事とはなりぬ。猶明治廿七年十月十九日を以て禊教獨立どくりつを許可せられ就て祭神まつかみの中に加へられしは廣大ひろの恩命おんめいなり是を以て吾教わがく徒たら誰たれしの人も朝あな夕ゆふな拜まつみ奉ほうるべき理ことわりなり
さてかく獨立の御許可を蒙ることに至りしも熟く思へば其源教祖碩徳の爲す所とは云へ偏に正安翁鐵安翁及諸教師の盡力に依る所殊に鐵安翁は即獨立請願の發起者にして朝暮忘るゝ事なく心盡して在しゝも明治廿三年三月十八日齡七十一歳にして惜しくも此顯世を退り

て幽世に歸入ましぬ爰を以て己安治其遺志を繼ぎ諸氏と計りて數年怠らず其事を務め仕へたりければ終に全く獨立の恩命を蒙りしものにてこれ實に朝夕祈奉いのちる神祇の冥助に非ずはいかで此所に達るを得んや然して前後打渡して終身一日の如く克く盡されしは獨鐵安翁のみにして其功績吾禊教の中祖とも稱つべく他に其比類を見ず故に本教神拜式に可憐道功績止稱奉ほめ鐵安大人乃神靈及禊教しんりやう勤美仕奉しんりやう志里主等乃神靈乃御前ごまへ乎。畏こみ敬ひ朝夕拜仕奉るべき式を定めたるなりあはれ教徒の末くまでよく此由緒を辨へ得て益斯道を厚く欣仰し克

391
136

不許
複製

昭和十三年十二月十日印刷
昭和十三年十二月十日發行

定價金壹圓

東京市下谷區西町五番地

著者 故坂 田 安 治

東京市下谷區西町五番地

發行者 坂 田 實

東京市下谷區御徒町一丁目一番地

印刷者 岸 重 郎

東京市下谷區西町五番地

發行所 禊 教 本 院

電話下谷御五九七八番
振替東京二二四一八番

く神恩皇恩に報い奉るべきなり

禊教主神神徳畧記終

終

